

「証券決済制度改革推進会議」（第6回）議事要旨

【開催日時】 平成17年6月21日(火)午前10時～11時20分

【場 所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 1. UNIDROITにおける検討状況について
2. 株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループの検討状況について
3. 株券不発行制度に係る政省令の検討状況について
4. (株)証券保管振替機構における検討状況について
5. (株)日本証券クリアリング機構における現況について
6. (株)日本国債清算機関における現況について
7. 「証券決済制度改革の推進に向けて」（報告書）のマイルストーンの修正について

【議事要旨】

1. UNIDROITにおける検討状況について

神田座長より、最近のUNIDROITの状況について報告が行われた。

（報告概要）

- ・ 各私法分野において各国法（実質法）の統一というプロジェクトを行っているUNIDROIT（私法統一国際協会）が、今年5月の第2週と第3週、政府専門家会合をローマで開催した。
- ・ 今回の会合は、第1回目ということもあり、各国の法制等についてのお互いの理解もあまりなく、スタディグループに参加していなかった国もあるので、その意味ではお互い認識を共有するということに相当時間がかかった。また、ドイツ、フランスなどは自国の法制に合ったものにしてほしいとの意見で、1回目ということもあり、基本的なところの意見交換で終わったという感じである。
- ・ スタディグループが取りまとめた条約草案については、条約を目指すのか、あるいは最近、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）等によく使われているモデルロー、あるいはリーガルガイドという形態を目指すのかということが議論になると予想されたが、結局、中身を詰めた後で最後に決めた方がよいという意見が大勢を占めた。

- ・ なお、この条約草案について、条約になった場合に日本として困るかといった日本法との突き合わせの作業は、別途外務省の研究会で行っている。
- ・ 今後の日程についてであるが、次回はまだ確定しておらず、政府専門家会合が来年の１月～３月ぐらいのどこかで開かれ、もう一度、３回目の専門家会合が来年末か再来年明けぐらいに開かれると思われる。その上で、必要があれば理事会に付議し、外交会議という手順になると思われる。ただし、それは条約という形式を採る場合であり、リーガルガイドやモデルローの場合には、外交会議ということにはならないのではないかと従来の慣行から見て予想される。
- ・ この１年間は、条約草案と各国法との突き合わせの作業が予定されており、それ以外には、UNIDROIT として正式の作業は原則として行わないとされている。

２．株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループの検討状況について

事務局から、株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループにおける検討状況（各メンバーの検討体等における検討状況、実務界としての一斉移行日の決め方、新制度移行に向けた周知・啓発の活動状況等）について報告を行った。

この中で、上場会社の株券電子化が導入される「一斉移行日」については、実務界では、システム・データ等の移行を考慮すると、その間の時間が必要であることから３連休以上の日が望ましいとの意見が多く、それを踏まえた上で、一般投資家にも実施日についての認識・周知が容易に図られること、また、株主総会や決算期銘柄の多い時期に重ならないようにとの配慮から、平成２０年１月１日か平成２１年１月１日という案が有力となっている旨等の報告がなされた。

なお、同ワーキング・グループの名称を「株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキング・グループ」に変更する旨の提案があり、特に異議なく了承され

た。

3. 株券不発行制度に係る政省令の検討状況について

金融庁の担当官より、株式等振替法に係る政省令について、平成 16 年 8 月から 17 年 3 月にかけて、金融庁主催により実務関係者を交えて検討を行い、別紙（「株券の電子化に関する政省令会合において確認された方針」・「外国人保有制限銘柄についての取扱いについて（メモ）」）のとおり、一定の方向性がまとまった旨の説明が行われた。

また、今後のスケジュールとしては、今夏に政省令の主要内容を考え、今秋には関係者と相談して固めていきたいと考えている旨の説明が行われた。

4. (株)証券保管振替機構における検討状況について

(株)証券保管振替機構における各種有価証券の電子化関連改革への取組み状況について、同社担当者から大要以下の報告が行われた。

○報告概要

(1) 株券電子化への対応

- ・ 当社では、金融庁主催による政省令の検討会において、新法制の下で振替機関に求められる機能の範囲について一定の方向が示されたことを受け、4 月 14 日に「業務委員会」を開催し、株式等の新振替制度の実現と、現行制度から新制度への円滑な移行に向けた実務的検討を開始した。
- ・ 具体的には、口座管理機関となる証券会社、銀行の他、発行会社、名義書換代理人、証券取引所や証券金融会社、清算機関といったインフラ部門など、関係各業態の方々に参加を願い、業務委員会の下に「株券電子化小委員会」を設けることとした。金融庁、法務省にもオブザーバーとして参加いただいている。また、同小委員会の議事要旨及び資料は当社ホームページに公開し、どなたでも御覧いただけるようにして、情報公開に努めてまいりたい。
- ・ 同小委員会は 4 月 26 日に第 1 回会合を開催。なお、検討課題が広範に及ぶため、

5月から6月にかけて主要テーマごとに分科会を立ち上げ、同時並行的に検討をお願いしている。

- ・ 現在、次の4つの分科会を設けている。①新法制下で振替機関が行うこととされている、新振替制度を検討する「振替株式分科会」、②情報の標準化やデータセンターの実務について検討する「データセンター分科会」、③株券以外のエクイティ商品について検討する「振替新株予約権付社債分科会」、④現行制度から新制度への円滑な移行を行うための実務やシステムについて検討する「移行分科会」である。
- ・ 来年3月頃を目途に「制度要綱」を固めていきたい。その間、できれば9月頃には、それまでの検討状況を中間的に取りまとめられればと考えている。

(2) 短期社債振替制度(電子CP)

- ・ 短期社債振替制度、いわゆる電子CPについては、システム稼動から丸2年が経過した。本年3月には手形CPに係る印紙税の特別措置が廃止を迎え外部環境が大きく変化したこともあり、ここに来て、大変多くの発行者から制度への参加申請をいただいている。その結果、6月17日現在、発行同意者数は339社、うち実発行者数は253社を数える。
- ・ 振替機関である当社に、直接、振替口座を開設する機構加入者は61社。業種としては、銀行、証券会社、信託銀行、短資会社などであり、更に、この機構加入者に口座を開いて、機関投資家など多数の最終投資家の方が電子CPを購入している。
- ・ 発行銘柄数は4,246銘柄、発行残高は15兆5,027億円となっている。コマーシャル・ペーパー市場の総額は約15~16兆円と言われているので、税制上の取扱い変更を契機として、手形CPから電子CPへのシフトが一挙に進んだ模様である。
- ・ 現在は、来年1月に稼動予定の短期社債振替システムフェーズⅡを開発中であり、稼動後は、当社決済照合システムの利用や利用者のコンピュータとの直接接続が可能となるなど利便性がより向上し、制度の拡大に寄与するものと考えている。

(3) 一般債振替制度

- ・ 「一般債振替制度要綱」に基づき、平成18年1月の稼働に向け、一般債振替システムの開発を進めるとともに、発行者への説明や既発債の振替制度への円滑な移行に向けた対応等の準備作業を行っている。
- ・ 具体的には既にシステム開発は完了し、内部での仕様確認テスト等の作業を進めているところである。本年8月から年内いっぱい、一般債振替システムの利用者と接続テスト、総合運用訓練を実施する。また、業務規程や手数料についての整備を進め、現在、当局に認可申請を行っている。認可を頂戴した後（6月29日認可取得）、7月に機構加入者、発行/支払代理人などの制度参加の正式申込手続き、発行者の同意手続きについて、参加形態毎に段階的に受付を開始する予定である。
- ・ また、既発債の移行手続きについては来年以降の日程となるが、平成19年中に移行が円滑に完了できるよう、現在、事務手順の詳細検討を進めている。
- ・ 現在、国債を除く公社債市場は発行残高2百兆円、銘柄数で5万銘柄を超える規模となっている。これだけの市場の受け皿として、一般債振替制度を幅広くご利用いただけるよう、今後、関係者に対して、説明会の実施など制度の啓蒙に努めてまいる所存である。

(4) 投資信託振替制度

- ・ 投資信託振替制度は、一般債の1年後の平成19年1月に稼働を予定しており、昨年9月公表の制度要綱を受け、実務面及びシステム面の検討を行っている。
- ・ 本年1月にはシステム処理概要を公表し、現在は、8月末に「システム接続仕様書」を策定すべく引き続き検討を行っている。
- ・ 既発投信の移行手続きについても、実務関係者との間の検討が進んできた。振替制度のメリットの享受のほか、現物投信と振替投信の並存に伴う二重管理の最小化などの観点から、移行を効率よく、早期に行うために、制度実施と同時に一斉に移行する事務処理方式を優先することとし、詳細な検討を行う段階に入っている。

(5) 決済照合システム

本年2月14日から国債のレポ・現先取引に係る約定照合機能の提供を始めており、5月の(株)日本国債清算機関の稼働後は、照合済みデータ及び同機関の各種配信データについてもシステム連動を行っている。

(6) 一般振替DVP制度

一般振替DVP制度については、昨年5月の開始以降、極めて順調に稼働しており、1営業日当たりのDVP振替件数は約6万件前後で推移しており、我が国の証券決済制度として定着してきたと言える。

5. (株)日本証券クリアリング機構における現況について

(株)日本証券クリアリング機構における現況について、同社担当者から報告が行われた。

○ 報告概要

(1) 他の清算機関との連携について

(株)日本国債清算機関との間で昨年6月に業務連携に関する基本合意を締結し、同機関がその参加者に対して行うモニタリングを当社が受託することになっていたが、同機関の稼働に伴い正式に事務の受託を開始したところである。これにより、(株)証券保管振替機構の子会社である(株)ほふりクリアリングと合わせて、当社を含めた3機関の清算参加者におかれては、当社を一元的な窓口として各種の書類を提出することで、これらすべての清算機関への届出・報告を完了できることとなった。

(2) STPの促進に向けた取り組み

参加者から当社に対し、取引証拠金あるいは清算基金を代用有価証券で預託いただく場合に、現物の有価証券で預託を行うことが可能になっていたが、本券での預託実績がほとんどなかったために、事務の一層の効率化を図るという目的から、今年の6月1日以降は、本券の預託を自粛いただくことを要請している。実際に本日

現在では本券の預託残高はゼロとなっている。

なお、一般債については、来年の1月から株証券保管振替機構で振替制度が導入される予定なので、当社では、これに合わせて債券で振替制度の対象になるものについては、保振の口座振替による決済に移行する。

取引証拠金や清算基金などの代用有価証券の差し入れ、返戻についても同社の口座振替によって行えるよう対応する。

(3) 最近の当社における株式のフェイルに関する発生状況について

当社での決済に関するフェイルの発生率は、最近最も多かった今年の2月でも1%未満であるが、最近、若干増加傾向が続いている。

当社としては、フェイルに対する基本的なスタンスとして、マーケットで行われる売買は4日目の決済日に受け渡しが行われることを前提にその価格形成が行われているので、マーケットの信頼性形成のためにもフェイルは例外的なものであり、やむを得ない場合に限り認められるものであると考えている。

こうした考え方にに基づき、当社としては、日々の決済状況をモニターしており、必要に応じて、参加者にヒアリングも実施している。さらに、フェイルの発生状況を随時集計し、フェイルが多発していると認められる参加者に対しては四半期ごとに個別に削減要請も行っているところである。

さらに、その削減要請に対する反応が芳しくない、改善があまり見られないという参加者に対しては業務の執行体制を調べ、問題があると判断した場合には勧告を行うことを規則上定めている。

こうした措置の実施については非公表であるが、今般、勧告を行っても改善が見られない参加者に対しては、新たに、改善指示を行い、その措置の実施を他の参加者に通知するよう規則上の手当てを行った。

当社のこういったフェイルに対するスタンスについては、国内では御理解いただ

いているとは思いますが、海外市場でのフェイルに対する考え方が必ずしも市場によっては一様ではないことから、海外の投資家に御理解いただけるように、当社のホームページに、当社のフェイルに対するスタンスを英語でも掲載しているので、海外の投資家に対して説明が必要な場合に御活用いただきたい。

6. (株)日本国債清算機関における現況について

(株)日本国債清算機関は、本年5月2日から業務を開始している。同社の奥西企画グループ長から、同社の現況について報告が行われた。

○ 報告概要

- ・ 当社は、本年5月2日から開業しており、前月の業務状況について統計月報という形で取りまとめている。当社ではホームページを開設する予定にしており、同統計月報については、ホームページへの掲載により情報公開を進めていきたいと考えているが、ホームページの立ち上げが少し遅れているため、ホームページ立ち上げまでの間、証券決済制度改革推進センターのホームページをお借りして、情報公開に努めていきたいと考えている。
- ・ 業務状況についてであるが、債務引受金額は、月間で450兆円という規模になっている。日本証券業協会が公表している市場取引高と比較すると、一般売買取引においては市場の50%強の債務引受を行ったという状況になっている。
- ・ 現先取引については、いわゆる金融調整やオペといった部分も含まれているということがあるので、なかなか市場の取引高自体は把握しにくいですが、3%を下回る金額になっている。
- ・ 貸借取引については、まだ5月の数字が出ていないが、昨年度の平均で見ると23%程度になり、一般売買取引に比べるとやや低い水準になっている。いずれにしても、まだ前月は開業の最初の月なので、今後は取引高が増えるように推進していきたいと考えている。

- ・ 続いて、DVP決済状況についてであるが、月間で120兆円弱という決済量になっている。市場全体との対比では、件数ベースで23%程度について、当社が決済の相手方になっている。これは、受け取り、引き渡しそれぞれ大体1割程度、当社が相手方になっているという状況である。
- ・ フェイルの発生状況については、前月は、1ヵ月間で160件程度フェイルが発生しており、市場全体でも600件程度ということで、久しぶりにフェイルの件数が多かった。こちら、開業の最初の段階ということで、新しい制度が始まったということで、我々も市場参加者の方も慣れていなかったという部分もあり、若干件数が増加したということである。ちなみに、6月は20日までのフェイルの件数で、当社だけで30件を下回る程度ということで、だいぶ落ち着いている。市場全体でも、当社稼働前の100件の半ばぐらいに落ち着くのではないかと考えている。
- ・ ネットィング効果については、当社で債務引受した決済のうち、3分の1程度がネットィングされた後、DVPの決済に回される。当該比率は、清算機関を使ううえでのメリットということであるので、当該比率を今後4分の1、5分の1というように、効率が高くなるような形で進めていきたいと考えている。
- ・ システム等の稼働状況については、特にトラブル等もなく順調に行っている。
- ・ 当社の課題として2点考えている。1点目は、国債決済のスタンダードを目指していきたいということである。取扱金額・取扱商品の増加、商品等の品揃えの充実を図り、また、参加者についても、現在は業者中心であるが、それ以外の業態に対しても、メリットを訴えていくことで参加していただきたいということである。もう1点は、証券決済制度改革への対応ということである。開業はゴールではないということで、今後もより良い制度作りを目指して行きたいと考えている。特に参加者の利便性、決済の安全性を考え、参加者といろいろ意見交換をさせていただきながら改善していきたいと考えている。決済制度

全体の中で進めていくものもあると思うので、当推進会議の場での御意見やニーズを組み入れて証券決済制度改革に取り組んでいきたい、より良いインフラを目指していきたいと考えている。

7. 「証券決済制度改革の推進に向けて」（報告書）のマイルストーンの修正について

昨年 11 月以降の状況を反映するため、「証券決済制度改革の推進に向けて」（報告書）のマイルストーンについて一部内容の更新を行うこととし（主な修正点：(株)日本国債清算機関が 2005 年 5 月に稼動したこと、(株)証券保管振替機構において 2005 年 4 月に株券電子化小委員会が設置されたこと等）、修正版については、今後調整を行った上で証券決済制度改革推進センターのホームページに掲載することとなった（添付参照）。

以 上

○ お問い合わせ先

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL. 03-5649-3980

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。